

消防救第73号
平成22年4月1日

各都道府県消防防災主管部（局）長 様

消防庁救急企画室長
（公 印 省 略）

救急自動車の要件具備の確認行為の廃止について

これまで消防庁において、救急自動車が救急業務実施基準第9条（救急自動車の要件）及び第9条の3（高規格救急自動車の配置）の要件を具備していることについての確認（以下「要件具備の確認」という）をしておりましたが、今般、別添のとおり各高規格救急自動車製造メーカーに確認行為の廃止について通知いたしました。

つきましては、貴管下市町村（消防の事務を処理する組合・連合を含む。）に対し、周知されますようお願いいたします。

消防庁救急企画室

谷 本・梅 澤・庄 司

電話 03-5253-7529

FAX 03-5253-7539



消防救第73号
平成22年3月25日

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 様

消防庁救急企画室長 

救急自動車の要件具備の確認行為の廃止について

これまで消防庁において、救急自動車が救急業務実施基準第9条（救急自動車の要件）及び第9条の3（高規格救急自動車の配置）の要件を具備していることについての確認（以下「要件具備の確認」という）をしておりましたが、今般、この要件具備の確認を廃止することと致しましたのでお知らせします。

これに伴い、これまで要件具備の確認を行った救急自動車について、今後は「消防庁の認定」等の標記は、控えて頂きますようお願い申し上げます。

消防庁救急企画室

森 田・梅 澤・庄 司

電話 03-5253-7529

FAX 03-5253-7539